

第4章

# 計画の推進・進行管理体制

- ① 計画の推進体制
- ② 計画の進行管理
- ③ 進捗状況に関する情報公開

# 1 計画の推進体制

本計画を効果的・効率的に推進するために、(仮称)「村上市地球温暖化対策地域推進協議会」を定期的に開催し、同会参加者間で地球温暖化対策の取り組み状況等の情報交換を行いながら、市民・事業者・行政の協働・連携方法などを具体的に検討します。

また、環境について学ぶ場を提供し、市民や事業者、教育機関等の協力を得ながら、様々な講座や学習などにより知識・経験・情報を共有し、「環境人材づくり」を行います。

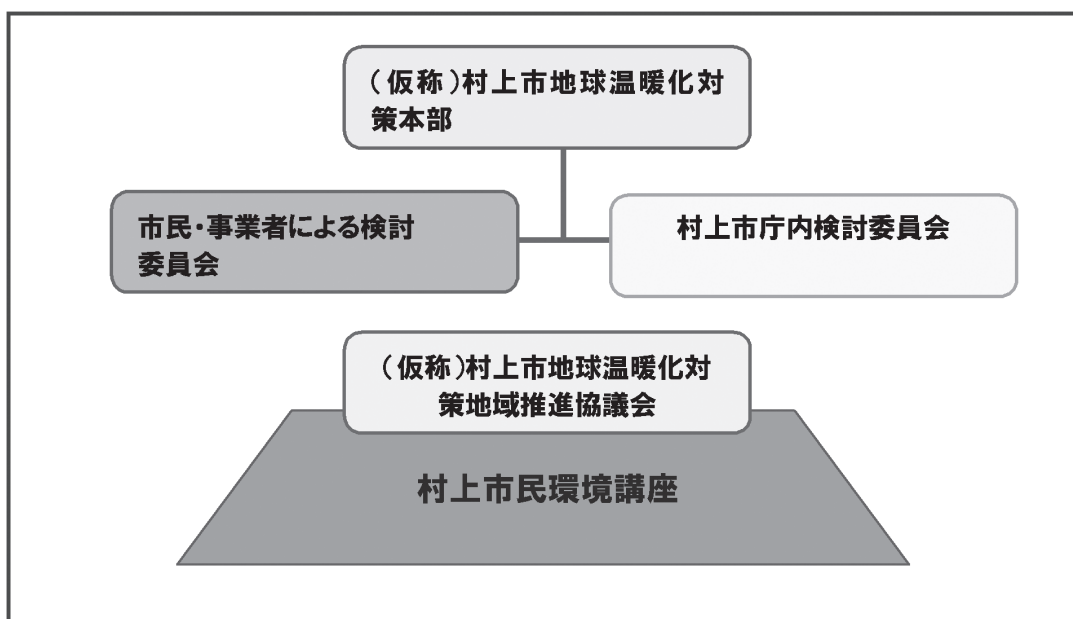


図4-1-1 計画策定後の推進体制

## (1) [仮称] 村上市地球温暖化対策本部

庁内に設置し、地球温暖化対策の実施・推進を管理・決定していくとともに、各関係機関との横断的な取組を推進します。また、本部内に「市民・事業者による検討委員会」及び「村上市庁内検討委員会」を置き、各委員による継続的な検討を行うとともに、委員会を超えた連携をしながら地球温暖化対策に取り組めます。

## (2) [仮称] 村上市地球温暖化対策地域推進協議会

「地球温暖化防止の推進に関する法律」第26条に基づいて設置し、地球温暖化防止対策の自主的な取り組みを検討・推進するとともに、市に対し地球温暖化対策への提言を行います。

**《構成員案》**

- ・ 市民団体
- ・ 学識経験者
- ・ 事業者
- ・ 新潟県地球温暖化防止活動推進員
- ・ 村上市

**《活動内容》**

日常生活及び事業活動に伴う温室効果ガス排出を抑制するための自主的・自発的活動の検討・実施

- イベント、講演会、講習会など普及啓発活動の企画・運営
- 地域ぐるみの省エネ運動など地域における取り組みの推進

**(3) 村上市民環境講座**

“環境”という共通項でつながる人づくりの手段として、大学等の研究機関、小・中・高等学校、市民団体、事業者などと連携し、その役割に応じて本市のあらゆる場所を学習の場として、あらゆる世代に対して環境学習の機会及び環境情報を提供していきます。これにより、市民が地域の環境保全活動に積極的に参加し、環境に配慮したまちづくりに進んで参画できるような機運を醸成します。